

滋賀県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		6.0E-3	2.9E-1	1.5E+1	15.0
64	エトフェンプロックス	1.9E+1	4.6E+0	1.8E+1	1.3E+1	54.3
117	テブコナゾール				1.8E+0	1.8
139	トラロメトリン			2.9E+0	1.2E+0	4.1
140	フェンプロパトリン			2.2E+0		2.2
153	テトラメトリン	1.7E+2	5.7E+0	1.8E+2	6.0E-2	349.9
181	ジクロロベンゼン	3.7E+2	1.3E+2			496.8
225	トリクロルホン		4.6E+0			4.6
251	フェニトロチオン		9.0E+1	2.6E+0		92.5
252	フェンチオン	4.1E+0	3.6E+1	4.1E+0		44.2
256	デカン酸				1.5E+0	1.5
350	ペルメトリン	3.7E+1	2.6E+1	2.4E+1	3.4E+1	121.7
405	ほう素化合物		7.2E-2	4.2E+1	1.2E+0	43.6
427	カルバリル			1.4E+2		139.7
428	フェノプカルブ			1.4E+1	8.7E+1	101.4
457	ジクロルボス	7.2E+1	4.0E+2			476.6
合 計		6.7E+2	7.0E+2	4.3E+2	1.5E+2	1950.0

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等